

# 諸 規 程

## 17. 役員報酬等に関する規程

令和5年8月9日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 次の各号に掲げる役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給し、その他の役員には報酬を支給しない。

- (1) 会長 報酬
- (2) 常務理事 報酬、賞与及び通勤手当
- (3) 監事（公認会計士としての登録を受けている者に限る。） 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員報酬等の額は、別表のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 毎月21日（その日が休日又は日曜日に当たるときは、職員給与規程第5条ただし書きを準用する日）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員を退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算した額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の

端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定にかかわらず、死亡によって退任する場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 秋田県社会福祉協議会会長の報酬に関する規程及び秋田県社会福祉協議会監事の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年8月9日から施行し、令和4年度に関する定時評議員会終結の日の翌日から適用する。

別表（第4条関係）

区 分	報 酬	賞与	通勤手当
会 長	月額 150,000 円	—	—
常務理事	月額 350,000 円	6月 報酬月額×1ヵ月 12月 報酬月額×1ヵ月	職員給与規程第 15 条により算定して得られた額
監 事	1時間 7,500 円	—	—